ダルニー奨学金申込書

ご記入日_____年____月_____日

お名前（漢字）		登録番号	すでに登録番号をお持ちの方はご記入ください
お名前（ローマ字）		携帯電話番号	
奨学金名義	団体･グループ等の名称を使う場合のみご記入下さい。（最大３２文字のローマ字又は日本文字５０字以内）		
☐タイのご住所		Tel: Fax:	
☐タイのご勤務先		Tel: Fax:	
☐日本のご住所		Tel: Fax:	
E-mail			

*報告書の希望送付先に印をお付けください（1 箇所のみ）。
*タイのご住所で返送された場合や帰国された場合、日本のご住所に報告書等を送付致します。

タイ滞在のご予定　あと_____年_____ヶ月位

奨学金支援のご希望タイプ記入欄

ご希望のタイプの欄にご支援いただく奨学生数、及び合計金額をご記入下さい。

〇 中学支援：3 年分一括
一人の子どもの 3 年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。
6,000 バーツ x _____人分＝_____ バーツ

〇 中学支援：1 年分のみ
一人の子どもへの 1 回限り 1 年間分のみの奨学金。
2,000 バーツ x _____人分＝_____ バーツ

〇 高校/専門学校支援：3 年分一括
一人の子どもの 3 年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。
15,000 バーツ x _____人分＝_____バーツ

〇 高校/専門学校：1 年分のみ
一人の 1 回限り 1 年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツ x _____人分＝_____バーツ

〇 障がい児支援：1 年分のみ
一人の 1 回限り 1 年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツ x _____人分＝_____バーツ

〇 タイ深南部の孤児支援：1 年分のみ
一人の 1 回限り 1 年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツ x _____人分＝_____バーツ

〇 任意の奨学金寄付で EDF に一任 _____バーツ

〇 EDF タイ事務所への寄付_____バーツ

合計：_____バーツ

男女の希望がある場合のみご記入下さい。
☐ 男子_____人　　☐ 女子_____人

送金方法記入欄

ご希望の送金方法を選び、必要事項をご記入下さい。

☐ **1.小切手**(Personal Check または Cashier's Check)
⇨　小切手とこの申込書を EDF 宛てにご送付下さい。

☐ **2.Donation Point**
(フジスーパー、クラブタイランドカフェ)
⇨カウンターにて申込書と共に現金をお渡し下さい。申込み時の仮領収書は保管しておいて下さい。後日、正規領収書を送付致します。

☐ **3.クレジットカード**
☐ **VISA**　☐ **MASTER**　☐ **JCB**
カード番号
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
(表の全 16 桁)

署名(手書き)：_____

有効期限：_____

⇨この申込書を EDF 宛てに送付下さい。又は、スキャンして、下記のメールアドレスまでご送信下さい。FAX も可能です。

☐ **4.タイ銀行振込**　　入金日_____
口座名：The Education for Development Foundation (タイ語では มูลนิธิกองทุนการศึกษาเพื่อการพัฒนา)
☐ Siam Commercial Bank
支店：Ngam Wong Wan　口座番号：319-2-77744-8
☐ Bangkok Bank
支店：Bang Khen　口座番号：161-456698-0
☐ Kasikorn Bank
支店：Bang Khen　口座番号：070-2-45369-0
☐ TMB Bank
支店 ：Kasetsart University 口座番号： 069-2-41110-1
☐ Krungthai Bank
支店：Phaholyothin39　口座番号：980-7-59891-5
⇨銀行からもらう振込依頼書写しにお名前と電話番号をご記入の上、申込書と共に EDF 宛てに送付下さい。FAX か E メールでも可能です。

申し込み用紙の送付先

The Education for Development Foundation(EDF)
50 KUA Building 3rd Fl., Phaholyothin Rd., Chatuchak,
Bangkok, 10900 Thailand
Tel: 02-942-8538（日本語ライン）, 02-579-9209-11
Fax: 02-940-5266（ 月~金 08.30~17.00 ）
Email : **public@edfthai.org**

タイにおける税制優遇措置
EDF は 1991 年に内務省から 4794 号の財団として認可され、さらに 1994 年には財務省から 255 号の税制優遇措置団体に認可されました。EDF への寄付の領収書は保険や扶養家族控除などと同様に所得金額から控除され、この分は所得税が課税されません。なお、寄付による控除額の上限は、所得金額から保険や扶養家族などを控除した後の額の 10%です。